

宮崎県総合博物館整備基礎調査業務委託仕様書

1 業務名

宮崎県総合博物館整備基礎調査業務委託

2 目的

本業務は、宮崎県総合博物館の今後の整備に向け、現在地を含む 4 候補地について、既存資料等を活用しながら、立地条件、来館ポテンシャル、概略建築費、整備手法等の観点から比較調査を行い、各候補地の特徴や課題を明らかにすることで、県における立地選定の判断材料となる基礎資料を得ることを目的とする。

また、本業務においては、候補地の基礎的条件の比較に加え、今後の宮崎県総合博物館が、県民の学習や探究を支える知の拠点であるとともに、宮崎県の自然、歴史、文化その他の地域資源を総合的に発信し、文化観光の拠点としての役割や体験型・参加型の機能の充実を通じて、多様な利用者が集う場として機能することを念頭に、各候補地の立地上の適性を整理するものとする。

本業務の成果は、今後策定を予定する基本構想の前提資料として活用する。なお、本業務は立地比較に係る基礎調査として実施するものであり、候補地の決定又は順位付けを目的とするものではない。

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日まで

4 対象候補地

比較対象とする候補地は、次の 4 か所とする。

宮崎神宮(宮崎市神宮・現在地)

平和台公園(宮崎市下北方)

宮崎県総合文化公園(宮崎市船塚)

宮崎県体育館(宮崎市宮崎駅東)

5 業務内容

受託者は、上記 4 候補地について、次に掲げる調査、整理及び比較評価を行うものとする。

(1) 立地条件の調査・整理

各候補地について、公開資料、既存資料及び必要に応じた現地確認を基本として、次の観点から条件を整理すること。

アクセス

- ・鉄道、バス等の路線、運行頻度、最寄り停留所等からの距離、主要道路及び高速インターチェンジとの距離・所要時間等
- ・周辺道路の状況及び交通処理上の留意点

- ・観光動線との関係
- ・周辺施設との回遊性
- ・周辺人口等を踏まえた来館ポテンシャル
- ・災害リスク
- ・ハザードマップその他既存資料との関係

(2) 立地条件の比較評価

各候補地について、次に掲げる観点を基本として比較評価を行い、候補地間の比較が可能となるよう一覧性のある形で整理すること。

その際、客観的なデータ等に基づく整理を基本としつつ、必要に応じて、今後の宮崎県総合博物館に求められる役割も踏まえ、知の拠点としての機能、地域資源の発信、多様な利用ニーズへの対応、周辺施設との回遊性や連携、集客等についても補足的に整理すること。なお、必要に応じて、業務の目的達成に資する関連事項を補足的に整理することを妨げない。

- ・アクセス
- ・集客・来館ポテンシャル
- ・敷地条件(面積、形状、法規制等を含む。)
- ・財政条件
- ・文化政策上の観点
- ・災害リスク

(3) 来館ポテンシャルの整理

各候補地における利用可能性について、周辺人口、観光客数、他施設との回遊性、類似施設の事例等の観点から分析を行い、比較可能な形で整理すること。

なお、数値による整理が可能な事項については可能な範囲で整理し、数値化が難しい事項については、資料、事例及び現地確認等を踏まえて比較評価を行うこと。

(4) 概略建築費の試算

各候補地における建物建設費について、類似事例、建設単価その他参考となる指標を用いて概略の試算を行うこと。

なお、本業務においては、図面作成、詳細な工事費積算、地盤条件等を踏まえた追加費用の精査、駐車場整備費、移転費、民家園移設費等の試算は含まない。

(5) 整備手法の検討

各候補地について、従来型の公共施設整備、PFI、PPP等の事業方式の適用可能性を整理すること。

なお、本業務は各事業方式の可能性を比較整理するものであり、詳細な事業スキームの構築や従来方式との詳細な費用比較までは求めない。

(6) 総合評価

上記(1)から(5)までの調査結果を踏まえ、各候補地について、特徴、メリット・デメリット、概略建築費、来館ポテンシャル等を総合的に整理し、立地比較結果として取りまとめること。

その際、客観的なデータに基づく整理を基本としつつ、必要に応じて、今後の宮崎県総合博物館に求められる役割や方向性にも留意しながら、各候補地の強み及び課題を示すこと。

なお、必ずしも候補地の順位付けを求めるものではないが、比較検討に資するよう整理すること。

6 業務実施上の留意事項

- (1)本業務は、立地選定に係る基礎資料を作成するものであり、建設地を決定するものではない。
- (2)受託者は、公開資料、既存資料等を十分活用し、自ら必要な情報の収集・整理を行うこと。業務の実施に当たり県が保有する資料が必要な場合は、受託者から県に申し出るものとし、県はできる限り協力する。
- (3)本業務は立地比較に係る基礎調査として実施するものであり、既存資料、公開資料等の活用を基本とする。地質調査、測量、交通量調査その他詳細な現地調査は、原則として本業務の範囲外とする。ただし、比較評価を行う上で必要な簡易な現地確認を行うことは妨げない。
- (4)各候補地の比較に当たっては、可能な範囲で数値による整理を行うとともに、数値化が難しい事項については、その根拠を明らかにした上で整理すること。
- (5)関係機関等への聞き取りが必要な場合は、事前に県と協議の上で実施すること。
- (6)受託者は、業務の実施に当たり知り得た情報を適切に管理し、県の承諾なく第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (7)受託者は、関係法令等を遵守すること。
- (8)本業務の実施に当たり、今後追加的な詳細調査が必要と考えられる場合には、その内容及び概算費用について参考として示すことができる。

7 打合せ等

受託者は、業務の実施に当たり、県と十分に協議しながら進めるものとし、少なくとも次の時期に打合せ又は報告を行うものとする。

- (1)業務着手時
- (2)調査の前提条件及び進め方の整理後
- (3)各候補地の立地条件整理及び比較評価の中間段階
- (4)概略建築費及び来館ポテンシャルの整理段階
- (5)成果品提出前
- (6)受託者は、前項のほか、県が必要と認める場合には、業務の進捗状況、検討状況その他必要な事項について、随時報告を行うものとする。

打合せは、対面又はオンラインにより実施するものとし、受託者は打合せ後、速やか

に協議記録を作成し、県に提出するものとする。

8 成果品

受託者は、次に掲げる成果品を提出するものとする。

- (1)業務報告書 3部
- (2)業務報告書概要版 3部
- (3)候補地比較表及び整理資料 一式
- (4)上記電子データ 一式
- (5)業務実施に当たり作成した参考資料等 一式

なお、業務報告書には、各候補地の立地条件の整理、比較評価、来館ポテンシャルの整理、概略建築費、整備手法の整理及び総合評価を含むものとする。

電子データは、PDF形式のほか、県において編集可能な形式で提出すること。

9 成果品の提出期限

令和9年3月19日まで

10 著作権等

本業務により作成された成果品の著作権その他一切の権利は、原則として県に帰属するものとする。

ただし、受託者が従前から保有する知見、ノウハウ等に係る権利はこの限りでない。詳細は契約書による。

11 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県と受託者が協議の上、定めるものとする。